

○農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 255 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後(新)	現 行 (旧)
<p>第3 事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業</p> <p>東日本大震災の後、<u>令和6年3月31日</u>までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。なお、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者に限る。</p> <p>② (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第3 事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業</p> <p>東日本大震災の後、<u>令和5年3月31日</u>までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。なお、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者に限る。</p> <p>② (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則（令和5年3月31日4経営第2940号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。